

誓約書兼同意書

私は、このたび入居する町営住宅については、この入居が町営住宅の目的外使用許可としての一時入居の許可であることを理解しました。

町営住宅の一時使用については、最善の注意を払い、その他、三朝町長の管理上の指示を遵守するとともに、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお、使用開始後、申請内容の不実及び使用許可の条件等への違反等が判明した場合、原状回復するとともに、直ちに退去し、異議申立てをいたしません。

以上を踏まえ、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第22号）及び三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年三朝町規則第19号）のほか、三朝町移住支援における三朝町特定公共賃貸住宅の目的外使用許可に係る事務取扱要綱（令和6年三朝町告示第79号）に定める内容を理解し、遵守すること。
- 2 申請者及び同居者は、いずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等ではなく、暴力団員等であることが判明したときは、直ちに町営住宅を明け渡すこと。
また、暴力団員等であるか否かを確認するための照会が鳥取県倉吉警察署に対してなされることに同意すること。
- 3 町内での日常生活体験以外の目的に使用しないこと。
- 4 許可した者以外の者を同居させないこと。
- 5 町営住宅の全部又は一部を第三者に転貸、又は権利を譲渡しないこと。
- 6 町営住宅及び附属設備等を清潔に保つとともに適切に取り扱うこと。
- 7 使用期間あたりの平均使用相当量を超えての光熱水費の使用があったと認められる場合は、別に超過額相当分を負担すること。
- 8 使用期間中に生じたごみは、天神区で決められた回収方法に従って排出するほか、使用期間中に収集日がないごみについては、申請者が持ち帰ること。
- 9 使用期間中の移住に向けた活動について、三朝町が実施状況を確認すること、及び退去時アンケートの回答内容等を三朝町の移住定住ポータルサイトで公開することに同意すること。
- 10 故意又は過失により町営住宅の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を賠償すること。
- 11 町営住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、町営住宅の施設等で発生した事故等に対し、町にその責任を問わないこと。

令和 年 月 日

三朝町長 殿

申請者 住所

氏名